

高松市庵治支所自動販売機管理運営業務仕様書

1 対象自動販売機

高松市庵治支所 1 階 1 台（原則土日祝日は利用不可）

2 業務

高松市庵治支所に設置する自動販売機について、設置事業者は、次の各号に掲げる条件により、その調達、管理運営業務の一切を行うこととする。

(1) 自動販売機内の商品

- ア 缶又はペットボトルの清涼飲料（酒類不可）
- イ 商品については多様な飲料商品を幅広く取りそろえること
- ウ 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること
- エ 季節に応じた商品設定を行い、適宜、商品の見直しを図ること

(2) 自動販売機の機能等

- ア 著しく景観を損なわないもの
- イ 省エネルギータイプのもの
- ウ 使用電力量を計測する電気子メーターを備えること
- エ 耐震対策（転倒防止策等）を施すこと

3 管理運営

設置事業者は、設置する自動販売機について、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす管理運営を行うこととする。

- (1) 1 週間に 1 回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、売り切れや釣銭切れの状態を生じさせないこと
- (2) 自動販売機に空容器の回収 BOX を併設し、定期・随時において容器の回収に努めるとともに、全て分別し、リサイクルするなど、環境に配慮すること
- (3) 故障・苦情に対して、速やかに対応できる体制をとること
- (4) 商品等の搬入・搬出時に施設利用者に迷惑にならないようにすること
- (5) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用については、設置事業者が負担するものとする
- (6) 設置事業者は自動販売機の撤去に当たっては、使用施設を原状回復させるものとする
- (7) その他不測の事態に当たっては、適宜適切な誠意ある対応をとること

4 高松市行政財産の目的外使用許可申請

自動販売機の設置は、本市行政財産の目的外使用に該当することから、目的外使用許可申請を行うものとする。

5 施設使用料等の納付

設置事業者は、次に掲げる納付金を指定された時期までに支払わなければならない。

- (1) 自動販売機設置使用料 高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表1で算出される使用料額
(参考：令和7年度自動販売機設置使用料 7,845円)
- (2) 電気使用料負担金 電気使用料(自販機設置事業者側で子メーターを設置し、市の算出方法による額)
- (3) 販売手数料 毎月の売上に対して、設置事業者が提案した販売手数料率により算出した額
(参考：令和7年 月平均売上本数 56本)

※ (1) については年額一括で年度当初に、(2)、(3) については当月の額が確定した後に本市所定の納付書で指定期日までに納付するものとする。